

掛川市農業委員会告示第1号

掛川市農業委員会規程（平成17年掛川市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

掛川市農業委員会
会長 藤原 愛 次

第9条中「及び主任」を「、主任及び主事」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。